

商店等のにぎわい創出や販路開拓のための 事業に補助金を交付します

町では、町内商店等の活性化によるにぎわい創出と経営の持続化のため、町内に住民登録のある個人事業主または町内に主たる事業所を有する中小企業が対象の事業を行った際に補助金を交付します。

補助対象事業	機械・装置等（新品）の導入、製品のパンフレット・ホームページ等の新規作成、新製品開発に伴うパッケージ等の設計・デザイン・製造など、商店等の活性化や販路開拓等を目的とした事業。
助成内容	対象の事業費の1/2以内とし、10万円を上限とします。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に住民登録のある個人事業主または町内に主たる事業所を有する中小企業^{*1}で、卸売業、小売業又はサービス業の方。 ・法人の場合は商業登記を、個人事業主の場合は住民登録を行い、1年以上町内で事業を営んでおり、法人の場合は法人及び代表者、個人の場合は世帯が町税を滞納していない方。 ・補助件数は、1事業所あたり1年度に1件限り。 <p>※同一事業で他の補助金を同時に受けることはできません。</p>
申請受付	平成30年2月まで、芳賀町役場建設産業部商工観光課・芳賀町商工会で平日のみ受付。 (受付時間 8:30~17:15) ただし、年度中に実績報告ができること。 ※予算が無くなり次第受付を終了します。
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> ①芳賀町商店街等活性化補助金交付申請書 ②事業にかかる収支予算書 ③補助対象物の見積書 ④補助対象物の内容・仕様がわかる書類 <p>※①申請書類等は商工観光課及び商工会の窓口にございます。</p>
受取方法	申請書類の確認および審査を行い、適正と認められた場合に交付決定をいたします。 事業終了後に実績報告書を提出していただき、内容を審査のうえ適正と認められた場合に補助金を交付いたします。
問い合わせ	<p>ご不明な点はお問い合わせください。</p> <p>芳賀町 建設産業部 商工観光課 TEL：028-677-6018 芳賀町商工会 TEL：028-677-0144</p>